

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	八王子市 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

八王子市長

## 公表日

令和3年8月31日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	<p>1. 国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務等を行う。(別添1を参照)</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理事務            ②国民健康保険被保険者資格継続事務            ③納税通知書による国民健康保険税課税事務            ④国民健康保険にかかわる証明書等の発行事務            ⑤国民健康保険税の収納及び滞納管理事務</p> <p>2. 国民健康保険にかかる医療費給付に関する事務を行う。            ①国民健康保険にかかる給付事務            ②高額療養費該当回数引継ぎ事務</p> <p>3. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 )            ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。            ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険・国民年金システム
②システムの機能	<p>国民健康保険法・地方税法等に基づき、国民健康保険の資格情報、国民健康保険税の賦課徴収、医療費給付等を管理するシステムで、以下の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名管理 各機能に共通する機能として氏名・住所等の基本情報を管理する機能</li> <li>2. 賦課・消込 国民健康保険税の算出、納税通知書作成及び督促、催告書等を作成する機能</li> <li>3. 資格・給付 被保険者索引簿等の資料作成、年金受給権者突合及び高額療養費、柔道整復等のデータを入力する機能</li> <li>4. 検索・証明発行 被保険者情報の検索及び証明書を発行する機能</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他    ( 統合滞納管理システム、国保総合(国保集約)システム )</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続 中間サーバーと個人情報を保有・管理するシステム(以下「既存システム」という)との間で宛名システムを通じて情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能</p> <p>8. セキュリティ管理 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 国民健康保険・国民年金システム )
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下、「宛名システム」という)
②システムの機能	<p>1. 宛名情報管理 中間サーバー及び既存システムで統一的に利用する団体内統合宛名番号の付番管理、宛名情報の管理を行う機能</p> <p>2. 中間サーバー連携 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号と紐付く宛名情報等を通知する機能</p> <p>3. 既存システム連携 既存システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号と紐付く宛名情報等を通知する機能 庁内連携システムから中間サーバーに格納すべき情報を取得する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー、既存システム )



システム6～10	
システム6	
①システムの名称	統合滞納整理システム
②システムの機能	<p>国民健康保険税の賦課・収納及び滞納に関する情報を管理するシステムで、以下の機能を有する。</p> <p>1. 国民健康保険税滞納者の未納情報および滞納処分等を照会する際に個人番号での検索および画面表示を行う機能</p> <p>2. 滞納処分等にあたり、他団体(官公署または政府関係機関)への協力要請書(照会文書)に個人番号を印字出力する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 国民健康保険・国民年金システム )</p>







3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル 国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16項、30項  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、53の各条  2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45、46の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20、25、26の各条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保険部 保険年金課、財政部 収納課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)
その必要性	公平・公正な資格管理、賦課徴収及び医療給付を行うにあたり、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。</li> <li>・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報を以下のために保有。 ①国民健康保険資格取得対象者を把握するため ②納入義務者への納入通知書を送付するため ③本人への連絡等のため ④死亡・転出等の異動による資格異動を確認するため ⑤賦課に必要な基準日時点の世帯員を把握するため ⑥保険給付を正確に行うため</li> <li>・地方税関係情報:国民健康保険税額算定・限度額認定を行うために保有。</li> <li>・医療保険関係情報:医療給付が適正に行われているか検証するため保有。</li> <li>・年金関係情報:国民健康保険税の特別徴収対象者を決定し、年金保険者へ送付するために保有。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月
⑥事務担当部署	医療保険部 保険年金課、財政部 収納課、市民部 市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、住民税課、介護保険課、生活福祉総務課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 東京都国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	個人情報を的確に把握し、迅速かつ正確な資格管理、保険税賦課及び保険給付事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	医療保険部 保険年金課、財政部 収納課、市民部 市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険資格に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の取得、喪失に関する申請に対し個人情報の真正性を確認し異動を実施する。</li> <li>・国民健康保険に関する都道府県単位での被保険者資格情報から世帯の継続性を判定する。</li> </ul> </li> <li>2. 賦課徴収に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税を算定し、国民健康保険税の賦課徴収を行う。</li> <li>・年金特徴の実施が可能である場合、金額を決定して年金保険者に通知する。</li> <li>・納入通知書を発送し、国民健康保険税の通知を行う。</li> </ul> </li> <li>3. 証明書発行に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に対し各種証明書の発行を行う。</li> </ul> </li> <li>4. 給付の実施に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種申請に対し個人情報の真正性を確認し、給付の事務を実施する。</li> <li>・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引継ぐための情報の受渡しを行う。</li> </ul> </li> </ol>	
情報の突合	(1) 資格に関する申請と住民票関係情報を突合して、死亡、転出などによる資格の取得、喪失の真正性を確認する。【上記1】 (2) 国保連合会保有情報から、資格の継続性の有無を確認する。【上記1】 (3) 住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、国民健康保険税の決定を実施する。【上記2、3、4】 (4) 住民票関係情報と国民健康保険関係情報、年金関係情報を突合して、年金保険者、国保連合会へ通知する。【上記2、4】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
委託事項1	国民健康保険・国民年金システムパッケージソフトウェア保守委託	
①委託内容	国民健康保険・国民年金システムパッケージソフトウェアについて、業務に支障を及ぼすことなく円滑に稼働させるための保守・運用支援	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	国民健康保険税賦課・消込電算業務委託	
①委託内容	国民健康保険・国民年金システムの賦課・消込業務のシステム修正、帳票作成(封入含む)等	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から、会社名、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。
	⑥再委託事項	督促状、催告書の封入封緘業務
委託事項3	国民健康保険資格給付電算業務委託	
①委託内容	国民健康保険・国民年金システムの資格給付業務の稼働監視、ハツナ処理及び帳票作成等の運用支援	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

<b>委託事項4</b>		資格継続業務、高額該当回数引継ぎに関する市町村保険者事務共同処理業務委託								
①委託内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</li> <li>なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> <li>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</li> </ul>								
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	<選択肢>									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合には、事前に委託先から、会社名、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。									
⑥再委託事項	資格継続業務・高額該当回数引継ぎ業務で使用使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務における下記の項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッチ処理のパラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援事業/各種マスタのメンテナンス/外字作成・登録/サーバ等ハウジングなど</li> </ul>									
<b>委託事項5</b>		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務								
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。								
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名		東京都国保連合会 (東京都国保連合会は、国保中央会に再委託する)								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	<選択肢>									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>									
⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)									

委託事項6～10	
委託事項6	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	支払基金
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 28 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 8 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度



<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第5項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第12項)
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務で主務省令に定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先8</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第15項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>提供先9</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第17項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先10</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第22項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>提供先11</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先12</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>提供先13</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先14</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第33項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>提供先15</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第39項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先16</b>	市町村長又は国民健康組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度



<b>提供先17</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第46項)
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先18</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第58項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>提供先19</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先20</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表2(第78項)
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>移転先1</b>	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	年金特別徴収にかかる情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課決定時。更正データは日時で連携
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	市民課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	住民情報関連情報として使用
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 既存住基システムと直接連携 )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先3</b>	子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	子育て医療費助成関連情報として使用	
③移転する情報	国民健康保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先4</b>	障害者福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	障害者医療費助成関連情報として使用	
③移転する情報	国民健康保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		

<b>移転先5</b>	成人健診課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	保健指導関連情報として使用
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	生活福祉地区第一課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護関連情報として使用
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先7</b>	生活福祉地区第二課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護関連情報として使用
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先8</b>	保健対策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	小児慢性特定疾患治療研究関連情報として使用
③移転する情報	国民健康保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先9</b>	保険年金課(後期高齢者医療担当)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	高額療養費関連情報として使用	
③移転する情報	国民健康保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び同一世帯員 資格喪失者(市外転出を除く)	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用时以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 市民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用时以外は施錠する。	
<b>7. 備考</b>		
—		



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	徴収事務対象者
その必要性	滞納管理を行う上で正確な個人特定を行う必要があるため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号およびその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報及び連絡先(電話番号等):①国民健康保険資格取得対象者を把握するため②納税義務者へ通知書(催告書・還付通知等)を送付するため③本人への連絡等のために保有</li> <li>・地方税関係情報:対象者の実態を確認するために保有</li> <li>・医療保険関係情報:対象者の実態を確認するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成30年10月1日
⑥事務担当部署	財政部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、保険年金課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 官公署、他区市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国民健康保険・国民年金システム )	
③使用目的 ※	所在調査、所得及び財産の状況調査	
④使用の主体	使用部署	財政部 収納課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		1. 個人情報の管理 納税義務者個人の特定に必要な情報管理を行う 2. 家族情報の管理 世帯単位での滞納把握に必要な情報管理を行う 3. 課税収納情報の管理 調定額、収納額および滞納額と延滞金等の管理に必要な情報管理を行う 4. 交渉経過情報の管理 納税義務者との交渉内容情報管理を行う 5. 処分情報の管理 財産、行政処分情報の管理を行う 6. 分納情報の管理 分納誓約情報の管理を行う
	情報の突合	賦課・収納情報と突合して滞納の有無の確認を行う
⑥使用開始日	平成31年4月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 委託する</li> <li>2) 委託しない</li> </ul> ( 1 ) 件	
委託事項1	統合滞納整理システム構築・運用保守委託(平成30年6月1日から)	
①委託内容	既存システムからのデータ移行、情報連携、検証等 統合滞納整理システムにおいて、業務に支障を及ぼすことなく安定稼働させるための保守委託	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>	
③委託先名	株式会社 シンク	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 再委託する</li> <li>2) 再委託しない</li> </ul>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ol style="list-style-type: none"><li>データについては、定められた方法により入室管理を行うデータセンターに設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。</li><li>市民からの申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。</li></ol>
7. 備考	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 国民健康保険情報ファイル

#### 【宛名情報】

個人番号、宛名番号、統合宛名番号、世帯番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、行政区コード、支所コード、地区コード、班コード、住民でなくなる日、住民でなくなる事由

#### 【資格基本】

国保世帯番号、旧自治体区分、宛名番号、履歴番号、最新区分、資格区分、記載順位、続柄区分、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄名称、表示用続柄、取得年月日、取得事由、取得届出日、喪失年月日、喪失事由、喪失届出日、適用開始年月日、適用開始事由、適用開始届出日、適用終了年月日、適用終了事由、適用終了届出日、退職区分、異動日、事由届出日、転居区分、転居国保世帯番号、個人データ区分、削除区分、異動日連番、処理日、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号

#### 【資格基本(退職)】

国保世帯番号、旧自治体区分、宛名番号、履歴番号、最新区分、資格基本履歴番号、退職区分、該当年月日、該当届出日、非該当年月日、非該当届出日、受給権発生日、受給年金名称、受給年金種別、退職本人、退職続柄コード1、退職続柄コード2、退職続柄コード3、退職続柄コード4、退職続柄名称、異動日、事由、届出日、削除区分、異動日連番、処理日、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号

#### 【給付管理】

旧自治体区分、管理番号、履歴番号、国保世帯番号、証番号、宛名番号、登録月、福祉区分、資格区分、年齢区分、課税区分(世帯課税区分)、負担区分(高齢課税区分 世帯)、負担区分(高齢課税区分 個人)、作成区分、診療月、審査月、外部キー1、レセ区分、レセ資格区分、レセ年齢区分、過誤区分、過誤理由①、過誤理由②、処理区分、診療種別、入外区分、内外区分、申出日、レセ証番号、入院開始日、実日数、初診点数、公費1法別番号、公費1負担者番号、公費1受給者番号、公費2法別番号、公費2負担者番号、公費2受給者番号、医療機関コード、高額計算除外フラグ、調剤合算レセプト管理番号、振替区分、振替年月日、備考1(連合会エラーコード)、備考2(事由設定項目)、備考9(指定公費の特記事項「20」)、備考10(画面の調査項目)、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号

#### 【賦課基本】

国保世帯番号、算定団体コード、調定年度、年度分、履歴番号、通知書番号、翌年度通知書番号、世帯主宛名番号、事由、更正日、更新区分、申告区分、主所得区分、現存区分、世帯区分、擬制区分、賦課期日軽減区分、住民税課税区分、譲渡世帯区分、老人世帯区分、専従世帯区分、軽減申請区分、清算区分、軽減判定所得、賦課期日人員、均等人員、現在人員、有所得人員、所得額、課税標準額、所得割額、資産税額、資産割額、均等割額、平等割額、積算税額、限度超過額、軽減均等割額、軽減平等割額、軽減均等6、軽減平等6、軽減均等4、軽減平等4、軽減均等2、軽減平等2、月割減額、端数、減額合計、減免額、過年度分、年税額、軽減4月、軽減5月、軽減6月、軽減7月、軽減8月、軽減9月、軽減10月、軽減11月、軽減12月、軽減1月、軽減2月、軽減3月、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号

#### 【賦課期別】

科目コード、科目詳細コード、国保世帯番号、算定団体コード、期割団体コード、団体内外区分、現年過年区分、調定年度、年度分、通知書番号、論理期別、履歴番号、年月、納税義務者宛名番号、更正日、全体税額、退職税額、医療全体税額、医療退職税額、介護全体税額、介護退職税額、支援全体税額、支援退職税額、不能欠損額(医療全体)、不能欠損額(医療退職)、不能欠損額(介護全体)、不能欠損額(介護退職)、不能欠損(支援全体)、不能欠損(支援退職)、公示送達区分、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号

#### 【オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供】

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)

●経過記録情報…経過記録連番,リンク番号,記録日,記録時刻,担当者コード,担当者名,経過種別コード,接触フラグ,重要表示フラグ,場所コード,相手コード,交渉結果コード,経過内容コード,帳票種類コード,経過内容,記録詳細,帳票発送日,帳票調査日,帳票延滞金計算日,帳票返戻日,帳票返戻解除日,帳票公示送達状況コード,帳票公示送達日,帳票回答有無,帳票再転送日,処理拠点コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●経過記録画像情報…経過記録連番,イメージデータID,リンク番号,件名,画像種類コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●分納誓約情報…分納連番,リンク番号,誓約日,決裁日,現誓約フラグ,担当者コード,担当者名,分納開始年月,月間隔,日付区分,約束管理フラグ,納付予定日,納付約束時刻,対応コード,備考コード,備考,分納対象区分,本日入金額,計算方法区分,分納入金額,分納回数,加算月A,加算額A,加算開始年A,加算月B,加算額B,加算開始年B,延滞金区分,延滞金計算フラグ,延滞金計算日,督促フラグ,一回分金額,管理番号,完納日,一括送付回数,分納取消日,消込区分,端数処理区分,資料番号,履行判断区分,処理拠点コード,経過記録連番,年度機能処理番号,作成機能区分,猶予連番,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,取消理由コード,取消理由,

●分納内訳情報…分納連番,収納連番,回数,内訳連番,リンク番号,納付書番号,納付予定日,納付額,納付督促手数料,納付延滞金,累計納付額,納付合計額,発行回数,発行日,履行区分,当初回数,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,要スフラグ,口振書発行日,履行入力区分,履行変更日,

●延滞金減免情報…延滞金減免連番,リンク番号,申請日,決裁日,申請減免区分,申請減免率,決裁減免区分,決裁減免率,作成機能区分,減免申請理由内容,決裁事項内容,減免開始日,減免終了日,調査日,機能種類コード,処分連番,文書番号年,文書番号,処理拠点コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,減免申請理由コード,

●延滞金控除確認情報…リンク番号,賦課年度,相当年度,ホスト通知書番号,期,異動日,確認フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●時効管理情報…収納連番,リンク番号,時効起算日,時効完成日,催告延長期限,執行停止時効起算日,執行停止時効完成日,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,時効援用日,

●時効管理履歴情報…収納連番,時効履歴連番,リンク番号,事由発生日,時効事由,処分連番,機能種類コード,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●納付受託内訳情報…納付受託連番,収納連番,リンク番号,内訳連番,納付書番号,納期限,支払期日,納付額,納付督促手数料,納付延滞金,納付合計額,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●欠損確定情報…収納連番,リンク番号,欠損確定日,欠損種類コード,欠損事由,欠損調定額,欠損督促手数料,確定延滞金,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●年度別欠損理由情報…リンク番号,欠損年度,根拠法令等,欠損理由,欠損理由詳細,活動・調査事項,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●納付受託情報…納付受託連番,リンク番号,証券種類コード,記号番号,受託日,決裁日,担当者コード,担当者名,延滞金区分,延滞金計算フラグ,延滞金計算日,督促フラグ,取立費用額,券面金額,消込区分,支払期日,支払人名,支払地,振出日,振出地,振出人名,完了日,取消日,処理拠点コード,備考,年度機能処理番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,取消理由コード,取消理由,

●債務承認情報…債務承認連番,リンク番号,起案日,調査日,決裁日,延滞金計算日,未到来フラグ,督促フラグ,延滞金計算フラグ,対応者コード,対応者,資料番号,備考,経過記録連番,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●収納連番情報…収納連番,リンク番号,科目,賦課年度,相当年度,ホスト通知書番号,期,通知書番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●速報情報…発行年度,納付書番号,納付書番号内連番,リンク番号,科目,賦課年度,相当年度,ホスト通知書番号,期,収納連番,通知書番号,速報データ区分,領収日,領収時刻,納付金額,納付督促手数料,納付延滞金,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●督促催告停止情報…督促停止連番,リンク番号,設定日,開始日,終了日,停止種類コード,処理拠点コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●調査予定情報…調査予定連番,リンク番号,照会文書連番,調査予定区分,照会区分,照会種類コード,登録日,登録担当者コード,備考,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●データ照会依頼情報…照会先金融機関,依頼日,依頼項番,リンク番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●データ照会対象者情報…データ照会連番,照会先番号,リンク番号,ソート順,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,



**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)

- 財産情報…財産連番,リンク番号,財産管理区分,財産種類コード,調査日,配当見込区分,詳細区分,公売区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 財産電話加入権情報…財産連番,リンク番号,電話番号,設置場所,原簿閲覧日,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 財産動産情報…財産連番,リンク番号,財産内容,所持者住所,所持者氏名,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 財産不動産情報…財産連番,リンク番号,財産内容,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 財産自動車情報…財産連番,リンク番号,財産内容,車名及び型式,登録番号,車台番号,所持者住所,所持者氏名,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 財産権利者情報…財産連番,権利者番号,詳細連番,リンク番号,権利者区分,種別コード,種別内容,債権額,備考,取扱店名,住所コード,債務者郵便番号,債務者住所,債務者名,設定日,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 財産無体財産情報…財産連番,リンク番号,第三債務者住所コード,第三債務者郵便番号,第三債務者住所,第三債務者名,送付先住所コード,送付先郵便番号,送付先住所,送付先名,財産内容,履行期限コード,履行期限内容,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 財産債権情報…財産連番,リンク番号,第三債務者住所コード,第三債務者郵便番号,第三債務者住所,第三債務者名,送付先住所コード,送付先郵便番号,送付先住所,送付先名,財産内容,履行期限コード,履行期限内容,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 徴収停止情報…徴収停止連番,リンク番号,起案日,決裁日,解除日,住所コード,郵便番号,住所,方書,名称カナ,名称,生年月日,電話番号,勤務先名,徴収停止要件コード,住基登録区分,除票日,除票理由コード,転出先住所,転出先方書,照会先自治体コード,転出先住基有無,転出先除票理由コード,転出先除票日,法人登記有無,代表者名,徴収停止理由,文書番号年,文書番号,処理拠点コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 法の措置情報…法の措置連番,リンク番号,法の措置種類コード,事件種別コード,事件番号年度,事件番号区分,事件番号,執行機関番号,申立日,発付日,再送達上申日,再々送達上申日,休日送達上申日,休日送達上申日(2回目),就業先送達日,就業先送達日(2回目),公示送達申立日,正本送達日,相手方異議申立日,取下日,第一回口頭弁論期日,第二回口頭弁論期日,第三回口頭弁論期日,送達有無,申立,送達有無,再送達上申,送達有無,再々送達上申,送達有無,休日送達上申,送達有無,休日送達上申(2回目),送達有無,就業先送達,送達有無,就業先送達(2回目),受領日\_申立,受領日\_再送達上申,受領日\_再々送達上申,受領日\_休日送達上申,受領日\_休日送達上申(2回目),受領日\_就業先送達,受領日\_就業先送達(2回目),郵券費\_申立,郵券費\_再送達上申,郵券費\_再々送達上申,郵券費\_休日送達上申,郵券費\_休日送達上申(2回目),郵券費\_就業先送達,郵券費\_就業先送達(2回目),郵券費\_公示送達申立,ハガキ費\_申立,ハガキ費\_再送達上申,ハガキ費\_再々送達上申,ハガキ費\_休日送達上申,ハガキ費\_休日送達上申(2回目),ハガキ費\_就業先送達,ハガキ費\_就業先送達(2回目),ハガキ費\_公示送達申立,印紙費\_申立,追納郵券費合計,追納印紙費合計,還付郵券費合計,対象金額,第一回口頭弁論相手方,第一回口頭弁論訴訟,第一回口頭弁論訴訟内容,第一回口頭弁論取得債務名義,第二回口頭弁論相手方,第二回口頭弁論訴訟,第二回口頭弁論訴訟内容,第二回口頭弁論取得債務名義,第三回口頭弁論相手方,第三回口頭弁論訴訟,第三回口頭弁論訴訟内容,第三回口頭弁論取得債務名義,処理端末,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 法定納期限等情報…収納連番,リンク番号,法定納期限等,処理拠点コード,入力区分,設定日,複数フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 処分充当内訳情報…充当連番,収納連番,リンク番号,内訳連番,調定額,督促手数料,延滞金,納期限,累計収納額,累計督促手数料,累計延滞金,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 納期限変更情報…納期限変更連番,リンク番号,起案日,発行日,決裁日,変更後時刻,変更後納期限,文書番号年,文書番号,備考,処理拠点コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 債権放棄情報…債権放棄連番,リンク番号,起案日,決裁日,解除日,住所コード,郵便番号,住所,方書,名称カナ,名称,生年月日,電話番号,勤務先名,債権放棄要件コード,住基登録区分,除票日,除票理由コード,転出先住所,転出先方書,照会先自治体コード,転出先住基有無,転出先除票理由コード,転出先除票日,法人登記有無,代表者名,債権放棄理由,文書番号年,文書番号,処理拠点コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)

●執行停止情報…執行停止連番,リンク番号,起案日,決裁日,解除日,住所コード,郵便番号,住所,方書,名称カナ,名称,生年月日,電話番号,勤務先名,執行停止要件コード,住基登録区分,除票日,除票理由コード,転出先住所,転出先方書,照会先自治体コード,転出先住基有無,転出先除票理由コード,転出先除票日,法人登記有無,代表者名,執行停止理由,文書番号年,文書番号,処理拠点コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,調査日,調査者,停止ノ主ナ原因,納税通知書送達区分,督促状送達区分,催告書送達区分,台帳調査日,除票理由,転出先調査日,転出先除票理由,資本金額,設立又ハ登記年月日,休業又ハ解散年月日,商業登記簿調査日,商業登記簿有無,実態調査照会日,実態調査自治省コード,所在コード,前年所得有無,前年所得額,破産倒産有無,市外滞納有無,市外滞納金額,市外滞納催告有無,市外滞納分納有無,市外滞納差押有無,市外滞納交付要求有無,市外滞納執行停止有無,市外滞納ソノ他有無,市外滞納ソノ他内容,生活保護受給有無,生活保護開始日,生活保護受給自治省コード,生活扶助有無,医療扶助有無,住宅扶助有無,教育扶助有無,ソノ他扶助有無,ソノ他扶助内容,不動産有無,不動産土地有無,不動産家屋有無,不動産所有権移転日,不動産所持理由コード,不動産所持理由,電話加入権有無,電話加入権電話番号,債権有無,債権内容,ソノ他財産有無,ソノ他財産内容,調査対象財産名1,調査有無1,調査内容1,調査対象財産名2,調査有無2,調査内容2,調査対象財産名3,調査有無3,調査内容3,調査対象財産名4,調査有無4,調査内容4,調査対象財産名5,調査有無5,調査内容5,調査対象財産名6,調査有無6,調査内容6,財産調査帳票備考,

●処分情報…処分連番,リンク番号,処分リンク番号,処分種類コード,財産種類コード,起案日,決裁日,受付日,解除日,受付番号区分,受付番号,解除区分,住所コード,郵便番号,住所,方書,名称カナ,名称,文書番号年,文書番号,備考,差押日,破産手続開始日,事件番号年度,事件番号区分,事件番号,解除処分連番,解除理由,解除理由内容,法務局番号,破産管財人番号,執行機関番号,職氏名番号,処理拠点コード,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●処分充当情報…充当連番,処分連番,リンク番号,起案日,決裁日,文書番号年,文書番号,受入金額,延滞金計算フラグ,延滞金計算日,督促フラグ,消込区分,残余金,残余金計算値,種目内容,備考,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●処分経過関連者情報…財産連番,リンク番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●処分経過内訳情報…財産連番,収納連番,リンク番号,調定額,督促手数料,延滞金,納期限,累計収納額,累計督促手数料,累計延滞金,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●猶予情報…猶予連番,リンク番号,猶予種類コード,手続方法区分,猶予事由,担保種類コード,担保提供コード,担保提供内容,起案日,決裁日,申請日,受理日,開始日,終了日,許可区分,不許可事由,文書番号年,文書番号,処理拠点コード,法務局番号,受付日,受付番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,事由詳細,

●催告発送管理情報…催告連番,対象連番,催告書等連番,催告タイトル,発送日,指定期限,印刷日,延滞金計算日,調査日,担当者コード,表示担当者名,リンク番号,文書番号,宛名,住所,送付先郵便番号,送付先住所,送付先名,未納額,督促手数料,延滞金,枚数,経過記録連番,経過記録連番2,約束連番,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,納付書枚数,

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)

●個人索引情報…リンク番号,名寄リンク番号,世帯番号,住民区分,氏名カナ,氏名,氏名外字フラグ,氏名超過フラグ,担当割地区コード,行政区コード,自治省コード,町コード,拠点コード,町名カナ,郵便番号,住所,方書,住所外字フラグ,住所超過フラグ,国籍コード,番地,続柄コード,生年月日,担当者コード,担当者名,副担当者コード,副担当者名,出張担当者コード,出張担当者名,主担当者変更事由,副担当者変更事由,生保開始日,生保廃止日,死亡日,出張担当フラグ,特記事項,滞納区分,滞納金額,確定延滞金,滞納事由,基準日,滞納科目コード1,滞納科目コード2,滞納科目コード3,滞納科目コード4,滞納科目コード5,滞納科目コード6,滞納科目コード7,滞納科目コード8,滞納科目コード9,滞納科目コード10,滞納科目コード11,滞納科目コード12,滞納科目コード13,滞納科目コード14,滞納科目コード15,勤務先,電話番号,最終接触日,最終領収日,最終収納日,最終収納額,付箋有無,付箋色コード1,付箋色コード2,付箋色コード3,付箋色コード4,付箋色コード5,付箋色コード6,付箋色コード7,付箋色コード8,付箋色コード9,付箋色コード10,関連者数,所得額,所得額合計,申告区分,補足区分1,補足区分2,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●番号索引情報…検索種別,検索番号,リンク番号,付帯情報1,付帯情報2,最新フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●処理対象者情報…抽出処理連番,対象者連番,対象者表示順序,処理対象フラグ,表示対象フラグ,強制除外フラグ,照会済フラグ,更新済フラグ,行スタイル,抽出日,抽出時刻,名寄リンク番号,リンク番号,約束連番,異動管理連番,分納連番,分納対応コード,分納回数,調査予定連番,調査予定対象連番,照会文書連番,経過記録連番,収納連番,最古年度,処分連番,財産連番,財産名,日付1,日付2,日付3,日付4,日付5,時刻,文字1,文字2,文字3,文字4,文字5,文字6,文字7,文字8,文字9,文字10,日本語1,日本語2,日本語3,日本語4,日本語5,数値1,数値2,数値3,数値4,数値5,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,文字11,文字12,

●予約対象者情報…抽出処理連番,対象者連番,対象者表示順序,処理対象フラグ,表示対象フラグ,強制除外フラグ,照会済フラグ,行スタイル,抽出日,抽出時刻,名寄リンク番号,リンク番号,約束連番,異動管理連番,分納連番,分納対応コード,分納回数,調査予定連番,調査予定対象連番,照会文書連番,経過記録連番,収納連番,最古年度,処分連番,財産連番,財産名,フェーズ,日付1,日付2,日付3,日付4,日付5,月日1,月日2,時刻,文字1,文字2,文字3,文字4,文字5,文字6,文字7,文字8,文字9,文字10,文字11,文字12,文字13,文字14,文字15,日本語1,日本語2,日本語3,日本語4,日本語5,日本語6,日本語7,日本語8,日本語9,日本語10,日本語11,日本語12,日本語13,数値1,数値2,数値3,数値4,数値5,自治省コード,付箋色コード1,付箋色コード2,付箋色コード3,付箋色コード4,付箋色コード5,付箋色コード6,付箋色コード7,付箋色コード8,付箋色コード9,付箋色コード10,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●宛名情報…リンク番号,世帯番号,ホスト住民区分,住民区分,宛名カナ,名称清音カナ,宛名,宛名外字フラグ,宛名超過フラグ,性別コード,続柄コード,生年月日,担当割地区コード,行政区コード,自治省コード,町コード,拠点コード,番地番,号枝番,子番,子々番,住所コード,郵便番号,住所,方書,住所外字フラグ,住所超過フラグ,登録日,登録事由,消除日,消除事由,異動日,異動事由,国籍コード,外国人本名,外国人力カナ,通称名,通称名カナ,DV区分,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●電話催告管理内訳情報…電話催告連番,収納連番,リンク番号,調定額,督促手数料,延滞金,納期限,累計収納額,累計督促手数料,累計延滞金,未納額,未納督促手数料,未納延滞金,確定延滞金有無,確定延滞金,完納フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●電話催告管理内訳履歴情報…処理日時,電話催告連番,収納連番,リンク番号,調定額,督促手数料,延滞金,納期限,累計収納額,累計督促手数料,累計延滞金,未納額,未納督促手数料,未納延滞金,確定延滞金有無,確定延滞金,完納フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●電話催告管理情報…電話催告連番,リンク番号,除外フラグ,状態,状態更新ユーザID,前状態,架電結果,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●電話催告管理履歴情報…処理日時,電話催告連番,リンク番号,除外フラグ,状態,状態更新ユーザID,前状態,架電結果,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●付箋情報…リンク番号,色コード,付箋内容コード,登録日,終了日,設定者ID,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●グループ管理情報…リンク番号,グループ連番,除外フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●グループ管理内訳情報…グループ連番,収納連番,リンク番号,調定額,督促手数料,延滞金,納期限,累計収納額,累計督促手数料,累計延滞金,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●ホスト管理外宛名情報…リンク番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●住所履歴情報…住所履歴連番,リンク番号,行政区コード,自治省コード,町コード,番地番,号枝番,子番,子々番,住所コード,郵便番号,住所,方書,住所外字フラグ,住所超過フラグ,照会印刷除外フラグ,設定日,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●関連者情報…リンク番号,関連者リンク番号,関連種類コード,主従区分,一元区分,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●勤務先情報…勤務先連番,リンク番号,詳細連番,勤務先入力区分,勤務先リンク番号,就職日,退職日,対象課税開始年度,対象課税終了年度,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)

- 個人補足画像情報…リンク番号,イメージデータID,画像用途コード,件名,画像種類コード,記録日,記録時刻,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 個人名寄情報…名寄リンク番号,リンク番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 戸籍情報…戸籍連番,リンク番号,自治省コード,郵便番号,住所コード,本籍地,筆頭者名,調査日,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 口座情報…口座連番,リンク番号,科目,納付種類コード,ホスト通知書番号,開始日,終了日,納税組合コード,金融機関コード,支店コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人カナ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- マイナンバー情報…リンク番号,個人番号,法人番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- マイナンバー履歴情報…マイナンバー履歴連番,リンク番号,個人番号履歴,法人番号履歴,更新日,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 連絡先情報…連絡先連番,リンク番号,優先順位,使用区分,連絡先名,連絡先コード,連絡先内容,連絡先種類コード,備考,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 帳票発行制限情報…リンク番号,発行機能コード,発行制限区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 氏名履歴情報…氏名履歴連番,リンク番号,宛名カナ,名称清音カナ,宛名,宛名外字フラグ,宛名超過フラグ,照会印刷除外フラグ,設定日,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 送付先情報…送付先連番,リンク番号,送付先区分,科目,ホスト通知書番号,有効フラグ,送付先名カナ,送付先名,送付先外字フラグ,送付先超過フラグ,住所コード,郵便番号,住所,方書,住所外字フラグ,住所超過フラグ,送付先リンク番号,設定日,自治省コード,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 滞納個人情報…リンク番号,職業コード,返戻フラグ,生保開始日,生保廃止日,死亡日,特記事項,滞納事由,主担当者コード,主担当者変更事由,副担当者コード,副担当者変更事由,出張担当者コード,出張担当者変更事由,出張担当フラグ,注意事項コード,地図年度,地図巻コード,地図頁,地図区分,地図番号,特記メモ,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 滞納個人補足情報…リンク番号,日付1,日付2,日付3,日付4,日付5,時刻,文字1,文字2,文字3,文字4,文字5,文字6,文字7,文字8,文字9,文字10,日本語1,日本語2,日本語3,日本語4,日本語5,数値1,数値2,数値3,数値4,数値5,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,年月1,年月2,年月3,年月4,年月5,
- 滞納区分情報…リンク番号,滞納区分,設定日,基準日,期限,滞納金額,確定延滞金,特別区分,特別事由,滞納科目コード1,滞納科目コード2,滞納科目コード3,滞納科目コード4,滞納科目コード5,滞納科目コード6,滞納科目コード7,滞納科目コード8,滞納科目コード9,滞納科目コード10,滞納科目コード11,滞納科目コード12,滞納科目コード13,滞納科目コード14,滞納科目コード15,入力区分,前回滞納区分,前回設定日,前回基準日,前回期限,前回入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 特記事項履歴情報…特記事項履歴連番,リンク番号,記録日,記録時刻,特記事項,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 約束情報…約束連番,リンク番号,機能種類コード,機能処理番号,約束日,約束時刻,約束内容コード,予定金額,約束履行有無,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 優先宛名情報…リンク番号,郵便番号,住所,方書,住所超過フラグ,宛名カナ,宛名,宛名超過フラグ,入力区分,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 前回検索情報…担当者ID,リンク番号,検索日,検索時刻,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 郵便書発行枚数情報…リンク番号,発行枚数,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- マイナンバーアクセスログ情報…アクセス日時,ユーザID,端末名,画面ID,リンク番号,アクセス区分,個人番号,法人番号,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,印刷指示ID,印刷指示枝番,帳票ID,
- 分納誓約解除情報…リンク番号,確認済フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,
- 文書番号管理情報…文書番号連番,パターンコード,年,年枝番,番号,文書番号,入力区分,登録年月日,登録時間,起案日,決裁日,施行日,廃案日,特殊コード付文書機能コード,機能種類コード,機能処理番号,帳票指示ID,リンク番号,宛名,住所,方書,担当者コード,担当者名,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)**

●コンビニ連携情報情報…税目,年度,対象年度,通知書番号,期別,整理番号,リンク番号,ホスト税目,発行日,納付書印字納期,バーコード納期,期別1,本税額1,督促手数料額1,延滞金額1,期別2,本税額2,督促手数料額2,延滞金額2,期別3,本税額3,督促手数料額3,延滞金額3,期別4,本税額4,督促手数料額4,延滞金額4,納付額合計,所属コード,担当者,発行端末,送信済フラグ,作成日,作成時刻,

●分納誓約履歴情報…処理日時,処理区分,分納連番,リンク番号,更新前誓約日,更新前決裁日,更新前現誓約フラグ,更新前担当者コード,更新前担当者名,更新前分納開始年月,更新前月間隔,更新前日付区分,更新前約束管理フラグ,更新前納付予定日,更新前納付約束時刻,更新前対応コード,更新前備考コード,更新前備考,更新前分納対象区分,更新前本日入金額,更新前計算方法区分,更新前分納入金額,更新前分納回数,更新前加算月A,更新前加算額A,更新前加算開始年A,更新前加算月B,更新前加算額B,更新前加算開始年B,更新前延滞金区分,更新前延滞金計算フラグ,更新前延滞金計算日,更新前督促フラグ,更新前一回分金額,更新前管理番号,更新前完納日,更新前一括送付回数,更新前分納取消日,更新前消込区分,更新前端数処理区分,更新前資料番号,更新前履行判断区分,更新前処理拠点コード,更新前経過記録連番,更新前年度機能処理番号,更新後誓約日,更新後決裁日,更新後現誓約フラグ,更新後担当者コード,更新後担当者名,更新後分納開始年月,更新後月間隔,更新後日付区分,更新後約束管理フラグ,更新後納付予定日,更新後納付約束時刻,更新後対応コード,更新後備考コード,更新後備考,更新後分納対象区分,更新後本日入金額,更新後計算方法区分,更新後分納入金額,更新後分納回数,更新後加算月A,更新後加算額A,更新後加算開始年A,更新後加算月B,更新後加算額B,更新後加算開始年B,更新後延滞金区分,更新後延滞金計算フラグ,更新後延滞金計算日,更新後督促フラグ,更新後一回分金額,更新後管理番号,更新後完納日,更新後一括送付回数,更新後分納取消日,更新後消込区分,更新後端数処理区分,更新後資料番号,更新後履行判断区分,更新後処理拠点コード,更新後経過記録連番,更新後年度機能処理番号,処理済フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,更新前作成機能区分,更新後作成機能区分,更新前猶予連番,更新後猶予連番,

●延滞金減免履歴情報…処理日時,処理区分,延滞金減免連番,リンク番号,機能種類コード,処分連番,更新前申請日,更新前決裁日,更新前申請減免区分,更新前申請減免率,更新前決裁減免区分,更新前決裁減免率,更新前作成機能区分,更新前減免申請理由内容,更新前決裁事項内容,更新前減免開始日,更新前減免終了日,更新前調査日,更新前文書番号年,更新前文書番号,更新前処理拠点コード,更新後申請日,更新後決裁日,更新後申請減免区分,更新後申請減免率,更新後決裁減免区分,更新後決裁減免率,更新後作成機能区分,更新後減免申請理由内容,更新後決裁事項内容,更新後減免開始日,更新後減免終了日,更新後調査日,更新後文書番号年,更新後文書番号,更新後処理拠点コード,処理済フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●納付受託履歴情報…処理日時,処理区分,納付受託連番,リンク番号,更新前証券種類コード,更新前記号番号,更新前受託日,更新前決裁日,更新前担当者コード,更新前担当者名,更新前延滞金区分,更新前延滞金計算フラグ,更新前延滞金計算日,更新前督促フラグ,更新前取立費用額,更新前券面金額,更新前消込区分,更新前支払期日,更新前支払人名,更新前支払地,更新前振出日,更新前振出地,更新前振出人名,更新前完了日,更新前取消日,更新前処理拠点コード,更新前備考,更新前年度機能処理番号,更新後証券種類コード,更新後記号番号,更新後受託日,更新後決裁日,更新後担当者コード,更新後担当者名,更新後延滞金区分,更新後延滞金計算フラグ,更新後延滞金計算日,更新後督促フラグ,更新後取立費用額,更新後券面金額,更新後消込区分,更新後支払期日,更新後支払人名,更新後支払地,更新後振出日,更新後振出地,更新後振出人名,更新後完了日,更新後取消日,更新後処理拠点コード,更新後備考,更新後年度機能処理番号,処理済フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●納期限変更履歴情報…処理日時,処理区分,納期限変更連番,リンク番号,更新前起案日,更新前発行日,更新前決裁日,更新前変更後時刻,更新前変更後納期限,更新前文書番号年,更新前文書番号,更新前備考,更新前処理拠点コード,更新後起案日,更新後発行日,更新後決裁日,更新後変更後時刻,更新後変更後納期限,更新後文書番号年,更新後文書番号,更新後備考,更新後処理拠点コード,処理済フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●執行停止履歴情報…処理日時,処理区分,執行停止連番,リンク番号,更新前起案日,更新前決裁日,更新前解除日,更新前住所コード,更新前郵便番号,更新前住所,更新前方書,更新前名称力ナ,更新前名称,更新前生年月日,更新前電話番号,更新前勤務先名,更新前執行停止要件コード,更新前住基登録区分,更新前除票日,更新前除票理由コード,更新前転出先住所,更新前転出先方書,更新前照会先自治体コード,更新前転出先住基有無,更新前転出先除票理由コード,更新前転出先除票日,更新前法人登記有無,更新前代表者名,更新前執行停止理由,更新前文書番号年,更新前文書番号,更新前処理拠点コード,更新後起案日,更新後決裁日,更新後解除日,更新後住所コード,更新後郵便番号,更新後住所,更新後方書,更新後名称力ナ,更新後名称,更新後生年月日,更新後電話番号,更新後勤務先名,更新後執行停止要件コード,更新後住基登録区分,更新後除票日,更新後除票理由コード,更新後転出先住所,更新後転出先方書,更新後照会先自治体コード,更新後転出先住基有無,更新後転出先除票理由コード,更新後転出先除票日,更新後法人登記有無,更新後代表者名,更新後執行停止理由,更新後文書番号年,更新後文書番号,更新後処理拠点コード,処理済フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,



**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)**

●処分履歴情報…処理日時,処理区分,処分連番,リンク番号,処分リンク番号,処分種類コード,財産種類コード,解除処分連番,更新前起案日,更新前決裁日,更新前受付日,更新前解除日,更新前受付番号区分,更新前受付番号,更新前解除区分,更新前住所コード,更新前郵便番号,更新前住所,更新前方書,更新前名称カナ,更新前名称,更新前文書番号年,更新前文書番号,更新前備考,更新前差押日,更新前破産手続開始日,更新前事件番号年度,更新前事件番号区分,更新前事件番号,更新前解除理由,更新前解除理由内容,更新前法務局番号,更新前破産管財人番号,更新前執行機関番号,更新前職氏名番号,更新前処理拠点コード,更新後起案日,更新後決裁日,更新後受付日,更新後解除日,更新後受付番号区分,更新後受付番号,更新後解除区分,更新後住所コード,更新後郵便番号,更新後住所,更新后方書,更新後名称カナ,更新後名称,更新後文書番号年,更新後文書番号,更新後備考,更新後差押日,更新後破産手続開始日,更新後事件番号年度,更新後事件番号区分,更新後事件番号,更新後解除理由,更新後解除理由内容,更新後法務局番号,更新後破産管財人番号,更新後執行機関番号,更新後職氏名番号,更新後処理拠点コード,処理済フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,

●猶予履歴情報…処理日時,処理区分,猶予連番,リンク番号,猶予種類コード,更新前猶予事由,更新前担保種類コード,更新前担保提供コード,更新前担保提供内容,更新前起案日,更新前決裁日,更新前申請日,更新前受理日,更新前開始日,更新前終了日,更新前許可区分,更新前文書番号年,更新前文書番号,更新前処理拠点コード,更新前法務局番号,更新前受付日,更新前受付番号,更新後猶予事由,更新後担保種類コード,更新後担保提供コード,更新後担保提供内容,更新後起案日,更新後決裁日,更新後申請日,更新後受理日,更新後開始日,更新後終了日,更新後許可区分,更新後文書番号年,更新後文書番号,更新後処理拠点コード,更新後法務局番号,更新後受付日,更新後受付番号,処理済フラグ,更新日時,更新ユーザID,更新画面ID,更新端末名,更新前手続方法区分,更新後手続方法区分,更新前不許可事由,更新後不許可事由,

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報入手開始あるいは入手方法の変更に関しては常に入手される項目の内容にチェックを加え、入手される情報が業務遂行の上で最小限度のものであることを確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他のリスク ①目的外の入手が行われるリスク ②不適切な方法で入手が行われるリスク ③入手した特定個人情報が不正確であるリスク ④入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
そのリスクに対する措置 ①国民健康保険・国民年金システムへ情報の登録の際に、申請等の内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ②申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 ③国民健康保険・国民年金システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。 ④窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ⑤特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行ったもの以外の者が必ず内容を確認する。 ⑥申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができるキャビネットに保管する。 ⑦国保総合(国保集約)PCにおいて、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止するため、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示させない。	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外の業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・定められた方法により認証を行う。ユーザーごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。
その他の措置の内容	・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに利用権限の変更・抹消の処理を行う。 ・当該記録については、7年間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他のリスク</p> <p>①従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>その他のリスクに対する措置</p> <p>①職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。</p> <p>②端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。</p> <p>③複製の持ち出しは、所属長の許可が必要。</p> <p>④職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出時機能は国保総合(国保集約)PCに搭載しない。</p>	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span></p>	
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>①秘密等の保持</p> <p>②受託事務従事者名簿の提出</p> <p>③受託事務従事者への秘密保持の周知</p> <p>④再委託の禁止及び制限</p> <p>⑤目的以外の利用の禁止</p> <p>⑥複写又は複製の禁止</p> <p>⑦作業場所の特定</p> <p>⑧返還義務</p> <p>⑨事故報告事務</p> <p>⑩個人情報取扱い状況の調査</p> <p>⑪取扱い要領等の作成及び報告</p> <p>⑫加工が必要となった個人情報の提出義務</p> <p>⑬調査及び定期報告</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>①契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しない。</p> <p>②契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を適用する。</p> <p>③管理状況を定期的に点検する。</p> <p>④情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27002)の国際規格の認証取得情報の確認を行う。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他のリスク</p> <p>①委託先における特定個人情報ファイルの不正な閲覧、更新のリスク</p> <p>②委託元と委託先間の特定個人情報の不正な提供等のリスク</p> <p>①委託に係る実施体制の提出を義務付ける。</p> <p>②委託業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。</p> <p>③機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。</p> <p>④契約において、他者への個人情報の提供を禁止している。</p> <p>⑤契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。</p> <p>⑥八王子市情報セキュリティポリシーにおいて、個人情報を提供する場合は、所属長の許可を必要とする。</p> <p>⑦特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。</p> <p>⑧特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録するとともに、どのような情報をいつ誰に提供したか記録を残す。</p> <p>⑨権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</p> <p>⑩委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、セキュリティ管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。</p>	



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。</li> <li>・情報提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。</li> </ul>		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可した提供・移転先にのみデータを提供・移転する仕組みを備え、厳格に管理する。</li> <li>・提供・移転に関する手続きの遵守を周知する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>その他のリスク：他人のIDの使用</p> <p>そのリスクに対する措置：他人のIDを使用しないように、また他人にIDを使用されないよう厳格な管理について研修等を通じて職員等に徹底させる。</p>			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</p> <p>2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。</p> <p>2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へアクセスする情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。</p> <p>3. 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動対応不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、機微な特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。</p> <p>4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保する。</p> <p>2. 中間サーバーと八王子市については、仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。</p> <p>3. 特定個人情報を管理するデータベースは地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を八王子市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。</li> <li>・許可されたもののみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行なっている。</li> <li>・申請書等、定められた保存年限を経過したら廃棄(焼却処分)を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)PCは、執務室において施錠管理を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他のリスク</p> <p>①他人のIDの使用 ②国保総合(国保集約)PCの使用</p> <p>そのリスクに対する措置</p> <p>①他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。 ②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入する。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1. 研修計画を立て、研修を実施する。</p> <p>2. 全庁的な研修として、職員等については、年に1回以上の情報セキュリティ研修を実施する。</p> <p>3. 人事異動等により新たに配属された職員等に対し、研修マニュアルにより研修を実施する。</p> <p>4. 研修した内容については、職員等の理解度をチェックする。理解度が達していない場合には、繰り返し研修を行い、理解度を高める。</p> <p>5. セキュリティ事故の情報を庁内で共有する。</p> <p>6. 職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる従業者及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</p>	

## 10. その他のリスク対策

個人情報の取扱いに関しては、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。

### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして次のとおり対策を講じる。

#### 1. 磁気テープ保管先への移動における紛失リスク

保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等について、契約書に明記する。

#### 2. 委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク

特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつ誰に提供したか記録を残す。

### 【取りまとめ機関における措置】

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報入手開始あるいは入手方法の変更に関しては常に入手される項目の内容にチェックを加え、入手される情報が業務遂行の上で最小限度のものであることを確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他のリスク</p> <p>①不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>②入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>その他のリスクに対する措置</p> <p>①統合滞納整理システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。</p> <p>②窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。</p> <p>③特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行ったもの以外の者が必ず内容を確認する。</p>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外の業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・定められた方法により認証を行う。ユーザーごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保存している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他のリスク</p> <p>①従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>その他のリスクに対する措置</p> <p>①職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。</p> <p>②システム従事者が退職や別部門へ異動する場合は、速やかに利用権限の変更・抹消を申請する。</p> <p>③端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。</p> <p>④複製の持ち出しは、所属長の許可を必要とする。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	①秘密等の保持 ②受託事務従事者名簿の提出 ③受託事務従事者への秘密保持の周知 ④再委託の禁止及び制限 ⑤目的以外の利用の禁止 ⑥複写又は複製の禁止 ⑦作業場所の特定 ⑧返還義務 ⑨事故報告事務 ⑩個人情報取扱い状況の調査 ⑪取扱い要領等の作成及び報告 ⑫加工が必要となった個人情報の提出義務 ⑬調査及び定期報告		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	①契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しない。 ②契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を適用する。 ③管理状況を定期的に点検する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他のリスク ①委託先における特定個人情報ファイルの不正な閲覧、更新のリスク ②委託元と委託先間の特定個人情報の不正な提供等のリスク  その他のリスクに対する措置 ①委託に係る実施体制の提出を義務付ける。 ②委託業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 ③機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。 ④契約において、他者への個人情報の提供を禁止している。 ⑤契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。 ⑥八王子市情報セキュリティポリシーにおいて、個人情報を提供する場合は、所属長の許可を必要とする。 ⑦特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。 また、どのような情報をいつだれに提供したか記録を残す。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ O ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である





7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。</li> <li>・許可されたもののみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行なっている。</li> <li>・申請書等、定められた保存年限を経過したら廃棄(焼却処分)を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他のリスク: 他人のIDの使用</p> <p>その他のリスクに対する措置: 他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研修計画を立て、研修を実施する。</li> <li>2. 全庁的な研修として、職員等については、年に1回以上の情報セキュリティ研修を実施する。</li> <li>3. 人事異動等により新たに配属された職員等に対し、研修マニュアルにより研修を実施する。</li> <li>4. 研修した内容については、職員等の理解度をチェックする。理解度が達していない場合には、繰り返し研修を行い、理解度を高める。</li> <li>5. セキュリティ事故の情報を庁内で共有する。</li> <li>6. 職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li> </ol> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる従業者及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li> <li>2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li> </ol>	

## 10. その他のリスク対策

個人情報の取扱いに関しては、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。

### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして次のとおり対策を講じる。

#### 1. 磁気テープ保管先への移動における紛失リスク

保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等について、契約書に明記する。

#### 2. 委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク

特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつ誰に提供したか記録を残す。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・本庁舎2階 財政部収納課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)
②請求方法	必要事項を記載した開示・訂正・利用停止に関する請求書を請求先に提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・本庁舎2階 財政部収納課 電話042-620-7234・042-620-7237
②対応方法	問合せの内容及びその対応について、記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月21日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[ ]生活保護・社会福祉関係情報	[○]生活保護・社会福祉関係情報	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施期間内の他部署	(市民課、住民税課、介護保険課)	(市民課、住民税課、介護保険課、生活福祉総務課)	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	生活福祉課	生活福祉地区第一課	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7		生活福祉地区第二課	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠		番号法第9条第2項	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ②移転先における用途		生活保護関連情報として使用	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ③移転する情報		国民健康保険関係情報	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ④移転する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		国民健康保険被保険者及び同一世帯員資格喪失者(市外転出を除く)	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ⑥移転方法		[○]庁内連携システム	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ⑦時期・頻度		随時	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。
平成28年3月30日	III リスク対策 国民健康保険滞納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保存している。	事後	誤記の修正であるため、重要な変更には当たらない。

平成29年3月31日	I. 1. ②	1. 国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例等に基づき、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務等を行う。(別添1を参照) ①国民健康保険被保険者資格の管理事務 ②納税通知書による国民健康保険税課税事務 ③国民健康保険にかかわる証明書等の発行事務 ④国民健康保険税の収納及び滞納管理事務 2. 国民健康保険にかかる医療費給付に関する事務を行う。 ①国民健康保険にかかる給付事務	1. 国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務等を行う。(別添2を参照) ①国民健康保険被保険者資格の管理事務 ②国民健康保険被保険者資格継続事務 ③納税通知書による国民健康保険税課税事務 ④国民健康保険にかかわる証明書等の発行事務 ⑤国民健康保険税の収納及び滞納管理事務 2. 国民健康保険にかかる医療費給付に関する事務を行う。 ①国民健康保険にかかる給付事務 ②高額療養費該当回数の引継ぎ事務	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	I. 2. システム1. ②	国民健康保険法・地方税法等に基づき、国民健康保険税の賦課徴収、医療費給付等を管理するシステムで、以下の機能を有する。	国民健康保険法・地方税法等に基づき、国民健康保険の資格情報、国民健康保険税の賦課徴収、医療費給付等を管理するシステムで、以下の機能を有する。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	I. 2. システム1. ③	(国保滞納管理システム)	(国保滞納管理システム、国保総合(国保集約)システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	I. 2. システム6. 1	—	1. 資格継続事務 ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信。市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル(市町村被保険者ID連携ファイル)。都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	I. 2. システム6. 2	—	2. 高額該当回数の引継ぎ業務 ①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 ②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	1. 2. システム6	—	[○]その他 (国民健康保険システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイル II. 2. ③	公平・公正な賦課徴収及び医療給付を行うにあたり、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。	公平・公正な資格管理、賦課徴収及び医療給付を行うにあたり、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイル II. 3. ②	[ ]専用線	[○]専用線	事前	事後で足りるものの任意に事前提出

平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅡ. 3. ③	個人情報を的確に把握し、迅速かつ正確な保険税賦課及び保険給付事務を行うため。	個人情報を的確に把握し、迅速かつ正確な資格管理、保険税賦課及び保険給付事務を行うため。	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅡ. 3. ⑤. 1	1. 国民健康保険資格に関する事務 ・資格の取得、喪失に関する申請に対し個人情報の真正性を確認し異動を実施する。	1. 国民健康保険資格に関する事務 ・資格の取得、喪失に関する申請に対し個人情報の真正性を確認し異動を実施する。 ・国民健康保険に関する都道府県単位での被保険者資格情報から世帯の継続性を判定する。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅡ. 3. ⑤. 4	4. 給付の実施に関する事務 ・各種申請に対し個人情報の真正性を確認し、給付の事務を実施する。	4. 給付の実施に関する事務 ・各種申請に対し個人情報の真正性を確認し、給付の事務を実施する。 ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引継ぐための情報の受渡しを行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅡ. 3. ⑤. 情報の突合	(1) 資格に関する申請と住民票関係情報を突合して、死亡、転出などによる資格の取得、喪失の真正性を確認する。【上記1】 (2) 住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、国民健康保険税の決定を実施する。【上記2、3、4】 (3) 住民票関係情報と国民健康保険関係情報、年金関係情報を突合して、年金保険者、国保連合会へ通知する。【上記2、4】	(1) 資格に関する申請と住民票関係情報を突合して、死亡、転出などによる資格の取得、喪失の真正性を確認する。【上記1】 (2) 国保連合会保有情報から、資格の継続性の有無を確認する。【上記1】 (3) 住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、国民健康保険税の決定を実施する。【上記2、3、4】 (4) 住民票関係情報と国民健康保険関係情報、年金関係情報を突合して、年金保険者、国保連合会へ通知する。【上記2、4】	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅡ. 4	(3)件	(4)件	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅡ. 4 委託事項4	—	資格継続業務、高額該当回数の引継ぎに関する市町村保険者事務共同処理業務委託 1. 療養給付の審査・市払いに付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理 2. 同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理 [10人以上50人未満] 東京都国民健康保険団体連合会 [再委託する] 再委託の必要がある場合には、事前に委託先から、会社名、担当者名、委託の範囲等を記載した書面を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。 資格継続業務・高額該当回数の引継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務における下記の項目 ・バッチ処理のパラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援事業/各種マスタのメンテナンス/外字作成	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイル(別添1)ファイル記録項目	【資格基本】 国保世帯番号、旧自治体区分、宛名番号、履歴番号、最新区分、資格区分、記載順位、続柄区分、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄名称、表示用続柄、取得年月日、取得事由、取得届出日、喪失年月日、喪失事由、喪失届出日、退職区分、異動日、事由届出日、転居区分、転居国保世帯番号、個人データ区分、削除区分、異動日連番、処理日、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号	【資格基本】 国保世帯番号、旧自治体区分、宛名番号、履歴番号、最新区分、資格区分、記載順位、続柄区分、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード5、続柄名称、表示用続柄、取得年月日、取得事由、取得届出日、喪失年月日、喪失事由、喪失届出日、適用開始年月日、適用開始事由、適用開始届出日、適用終了年月日、適用終了事由、適用終了届出日退職区分、異動日、事由届出日、転居区分、転居国保世帯番号、個人データ区分、削除区分、異動日連番、処理日、作成日、更新日、更新時間、更新職員宛名番号、更新端末番号	事前	事後で足りるものの任意に事前提出



平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅢ. 2	そのリスクに対する措置 ①国民健康保険システムへ情報の登録の際に、申請等の内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ②申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 ③国民健康保険システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。 ④窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ⑤特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行ったもの以外の者が必ず内容を確認する。 ⑥申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができるキャビネットに保管する。	そのリスクに対する措置 ①国民健康保険システムへ情報の登録の際に、申請等の内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ②申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 ③国民健康保険システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。 ④窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ⑤特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行ったもの以外の者が必ず内容を確認する。 ⑥申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができるキャビネットに保管する。 ⑦国保総合(国保集約)PCにおいて、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止するため、対象者を検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示させない。	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅢ. 3. リスク2. その他の措置の内容	・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに利用権限の変更・抹消の処理を行う。	・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに利用権限の変更・抹消の処理を行う。 ・当該記録については、7年間保存することとしている。	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅢ. 3. その他のリスクに対する措置	その他のリスクに対する措置 ①職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 ②端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。 ③複製の持ち出しは、所属長の許可が必要。	その他のリスクに対する措置 ①職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。 ②端末に対するUSB機器の接続制限を実施する。 ③複製の持ち出しは、所属長の許可が必要。 ④職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出時機能は国保総合(国保集約)PCに搭載しない。	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅢ. 4. リスク. 具体的な方法	①契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しない。 ②契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を適用する。 ③管理状況を定期的に点検する。	①契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しない。 ②契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を適用する。 ③管理状況を定期的に点検する。 ④情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27002)の国際規格の認証取得情報の確認を行う。	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイルⅢ. 4. リスク. その他のリスクに対する措置	①委託に係る実施体制の提出を義務付ける。 ②委託業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 ③機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。 ④契約において、他者への個人情報の提供を禁止している。 ⑤契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。 ⑥八王子市情報セキュリティポリシーにおいて、個人情報を提供する場合は、所属長の許可を必要とする。 ⑦特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。 また、どのような情報をいつだれに提供したか記録を残す。	①委託に係る実施体制の提出を義務付ける。 ②委託業者に対し、機密保持誓約書を提出させる。 ③機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与する。 ④契約において、他者への個人情報の提供を禁止している。 ⑤契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。 ⑥八王子市情報セキュリティポリシーにおいて、個人情報を提供する場合は、所属長の許可を必要とする。 ⑦特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。 ⑧特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録するとともに、どのような情報をいつ誰に提供したか記録を残す。 ⑨権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ⑩委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄に関する報告書を提出させ、セキュリティ管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前提出

平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイル Ⅲ. 7. リスク. その他の措置 の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。</li> <li>許可されたもののみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。</li> <li>コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行なっている。</li> <li>申請書等、定められた保存年限を経過したら廃棄(焼却処分)を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。</li> <li>許可されたもののみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。</li> <li>コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行なっている。</li> <li>申請書等、定められた保存年限を経過したら廃棄(焼却処分)を行う。</li> <li>国保総合(国保集約)PCは、執務室において施錠管理を行う。</li> </ul>	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイル Ⅲ. 7. リスク. その他のリスク	<p>その他のリスク ①他人のIDの使用</p> <p>そのリスクに対する措置 ①他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。</p>	<p>その他のリスク ①他人のIDの使用 ②国保総合(国保集約)PCの使用</p> <p>そのリスクに対する措置 ①他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。 ②不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入する。</p>	事前	重要な変更
平成29年3月31日	国民健康保険情報ファイル Ⅱ. 2. 基本情報⑤保有開始日	平成27年11月(予定)	平成27年11月	事後	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年3月31日	国民健康保険滞納情報ファイル Ⅱ. 2. 基本情報⑤保有開始日	平成27年11月(予定)	平成27年11月	事後	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年9月14日	国民健康保険情報ファイル Ⅰ. 6. 評価実施機関②	保険年金課長 関谷 健司、 保険収納課長 小川 正彦	保険年金課長 菅野 匡彦 保険収納課長 関谷 健司	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	国民健康保険情報ファイル Ⅱ. 1. 2. 基本情報⑥事務担当部署	医療保険部 保険年金課、保険収納課	医療保険部 保険年金課、保険収納課、市民部 市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年11月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム7 統合滞納整理システム を追加	事前	重要な変更
平成30年11月5日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル 国民健康保険滞納情報ファイル	国民健康保険情報ファイル 国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成30年11月5日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 菅野 匡彦、保険収納課長 関谷 健司	保険年金課長 菅野 匡彦、保険収納課長 細田 英史	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年11月5日	(統合滞納整理システム) Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)を追加	事前	重要な変更にあたるため事前提出である
平成30年11月5日	(統合滞納整理システム) (別添1)特定個人情報ファイル記録項目		国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)(1)から(7)を追加	事前	事後で足りるものの任意に事前提出

平成30年11月5日	(統合滞納整理システム) Ⅲ リスク対策		国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)を追加	事前	重要な変更にあたるため事前提出である
平成30年11月5日	(国保滞納管理システム) Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険滞納情報ファイル	国民健康保険滞納情報ファイル(国保滞納管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成30年11月5日	(国保滞納管理システム) (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	国民健康保険滞納情報ファイル	国民健康保険滞納情報ファイル(国保滞納管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成30年11月5日	(国保滞納管理システム) Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険滞納情報ファイル	国民健康保険滞納情報ファイル(国保滞納管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成30年11月5日	(国保滞納管理システム) Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	国民健康保険滞納管理システム保守委託	国民健康保険滞納管理システム保守委託(平成31年3月31日まで)	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成30年11月5日	(国保滞納管理システム) Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社 秋田情報センター	北日本コンピューターサービス株式会社	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務等を行う。(別添1を参照) ①国民健康保険被保険者資格の管理事務 ②国民健康保険被保険者資格継続事務 ③納税通知書による国民健康保険税課税事務 ④国民健康保険にかかわる証明書等の発行事務 ⑤国民健康保険税の収納及び滞納管理事務 2. 国民健康保険にかかる医療費給付に関する事務を行う。 ①国民健康保険にかかる給付事務 ②高額療養費該当回数の引継ぎ事務	1. 国民健康保険法、地方税法その他の国民健康保険に関する法律及び条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、国民健康保険税の賦課徴収、滞納管理とそれに関する調査事務等を行う。(別添1を参照) ①国民健康保険被保険者資格の管理事務 ②国民健康保険被保険者資格継続事務 ③納税通知書による国民健康保険税課税事務 ④国民健康保険にかかわる証明書等の発行事務 ⑤国民健康保険税の収納及び滞納管理事務 2. 国民健康保険にかかる医療費給付に関する事務を行う。 ①国民健康保険にかかる給付事務 ②高額療養費該当回数の引継ぎ事務 3. 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )」(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取組まめ機関」という。 )が、医	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。

令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム	システム2 国保滞納管理システム	(削除)	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム	システム3 中間サーバー	システム2 へ変更	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム	システム4 団体内統合宛名システム(以下、 「宛名システム」という)	システム3 へ変更	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム	システム5 住民基本台帳ネットワークシステム	システム4 へ変更	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム	システム6 次期国保総合システム及び国保集 約システム(以下「国保総合(国保集約)システ ム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システ ムは、国保連合会に設置される国保総合(国保 主役)システムサーバー群と、市区町村に設置さ れる国保総合PCで構成される。	システム5 へ変更	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム シス テム5 ①システムの名称	次期国保総合システム及び国保集約システム (以下「国保総合(国保集約)システム(*)」とい う。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保 連合会に設置される国保総合(国保主役)シス テムサーバー群と、市区町村に設置される国保総 合PCで構成される。	国保総合システム及び国保情報集約システム (以下「国保総合(国保集約)システム(*)」とい う。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保 連合会に設置される国保総合(国保集約)シス テムサーバー群と、市区町村に設置される国保総 合PCで構成される。	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム シス テム5 ②システムの機能	1. 資格継続事務 ①被保険者異動情報(資格 情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイ ル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイ ル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動 に関するデータを市区町村から国保連合会へ 送信する。②被保険者情報の受信(国保資格 取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険 者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村 間を転居した場合、転出市区町村と転入市区 町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入) の重複・空白期間をチェックする。また、資 格取得年月日や資格喪失年月日の引継ぎを行 い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者 資格データを配信する。2. 高額該当回数引 継ぎ業務 ①継続候補世帯の抽出(継続候補 世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオン ライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に 関するデータを転入地市区町村から国保連合 会へ送信する。②継続世帯の確定(継続世帯 確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性 を認めた場合には、転出地市区町村から転入 地市区町村へ高額該当情報を引継ぐための データ(転出地市区町村高額該当情報データ) を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当 該データを配信する。*ファイル転送機能とは、 市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用 いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合 (国保集約)システムへ送信する機能と、国保 連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ 内に格納されている各種ファイルや帳票など を、市区町村の国保総合PCに配信する機能の ことをいう。	1. 資格継続事務 ①被保険者異動情報(資格 情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイ ル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイ ル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動 に関するデータを市区町村から国保連合会へ 送信する。②被保険者情報の受信(国保資格 取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険 者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村 間を転居した場合、転出市区町村と転入市区 町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入) の重複・空白期間をチェックする。また、資 格取得年月日や資格喪失年月日の引継ぎを行 い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者 資格データを配信する。2. 高額該当回数引 継ぎ業務 ①継続候補世帯の抽出(継続候補 世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオン ライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に 関するデータを転入地市区町村から国保連合 会へ送信する。②継続世帯の確定(継続世帯 確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性 を認めた場合には、転出地市区町村から転入 地市区町村へ高額該当情報を引継ぐための データ(転出地市区町村高額該当情報データ) を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当 該データを配信する。*ファイル転送機能とは、 市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用 いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合 (国保集約)システムへ送信する機能と、国保 連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ 内に格納されている各種ファイルや帳票など を、市区町村の国保総合PCに配信する機能の ことをいう。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保 険者等向け中間サーバー等への被保険者異動 情報の提供 ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイ ル、資格情報(個人)ファイル)の送信	事前	重要な変更にあたるため事前 提出である。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム	システム7 統合滞納整理システム(使用開始 日 平成31年4月1日予定)	システム6 へ変更	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム シス テム6 ①システムの名称	統合滞納整理システム(使用開始日 平成31年 4月1日予定)	統合滞納整理システム	事後	重要な変更の対象である記載 項目以外の項目の変更であ り、事前の提出・公表が義務 付けられない。

令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	国民健康保険税の賦課・収納及び滞納に関する情報を管理するシステムで、以下の機能を有する。※国保滞納管理システムから本システムへ更新 1. 国民健康保険税滞納者の未納情報および滞納処分等を照会する際に個人番号での検索および画面表示を行う機能 2. 滞納処分等にあたり、他団体(官公署または政府関係機関)への協力要請書(照会文書)に個人番号を印字出力する機能	国民健康保険税の賦課・収納及び滞納に関する情報を管理するシステムで、以下の機能を有する。 1. 国民健康保険税滞納者の未納情報および滞納処分等を照会する際に個人番号での検索および画面表示を行う機能 2. 滞納処分等にあたり、他団体(官公署または政府関係機関)への協力要請書(照会文書)に個人番号を印字出力する機能	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム7 医療保険者等向け中間サーバー等を追加	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。
令和2年10月21日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル 国民健康保険滞納情報ファイル(国保滞納管理システム) 国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	国民健康保険情報ファイル 国民健康保険滞納情報ファイル(統合滞納整理システム)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16項、30項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の16項、30項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。
令和2年10月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、53の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45、46の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20、25、26の各条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、53の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45、46の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20、25、26の各条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(東京都国民健康保険団体連合会) [ ]その他( )	[ ]行政機関・独立行政法人等( ) [○]その他(東京都国民健康保険団体連合会)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 4 ①委託内容	1. 療養給付の審査・市払いに付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理 2. 同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 4 ⑥再委託事項	資格継続業務・高額該当回数の引継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務における下記の項目・バッチ処理のパラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援事業/各種マスタのメンテナンス/外字作成	資格継続業務・高額該当回数の引継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務における下記の項目 ・バッチ処理のパラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援事業/各種マスタのメンテナンス/外字作成・登録/サーバ等ハウジングなど	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託		委託事項5 医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 を追加	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託		委託事項6 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 を追加	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要	国民健康保険滞納情報ファイル(国保滞納管理システム)	(削除)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 国民健康保険情報ファイル		【オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供】の項目を追加	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 国民健康保険滞納情報ファイル(国保滞納管理システム)		(削除)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月21日	III リスク対策 国民健康保険情報ファイル 10. その他のリスク対策	個人情報の取扱いに関しては、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして次のとおり対策を講じる。 1. 磁気テープ保管先への移動における紛失リスク 保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等について、契約書に明記する。 2. 委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク 特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつ誰に提供したか記録を残す。	個人情報の取扱いに関しては、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして次のとおり対策を講じる。 1. 磁気テープ保管先への移動における紛失リスク 保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等について、契約書に明記する。 2. 委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク 特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつ誰に提供したか記録を残す。 【取りまとめ機関における措置】 ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	重要な変更にあたるため事前提出である。

令和2年10月21日	Ⅲ リスク対策 国民健康保険滞納情報ファイル(国保滞納管理システム)		(削除)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険・国民年金システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	国民健康保険システム	国民健康保険・国民年金システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	国民健康保険システム	国民健康保険・国民年金システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	国民健康保険システム	国民健康保険・国民年金システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号 別表第二 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 別表第二 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年7月1日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ①部署	医療保険部 保険年金課、保険収納課	医療保険部 保険年金課、財政部 収納課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	医療保険部 保険年金課、保険収納課、市民部 市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所	医療保険部 保険年金課、財政部 収納課、市民部 市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	医療保険部 保険年金課、保険収納課、市民部 市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所	医療保険部 保険年金課、財政部 収納課、市民部 市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川地域事務所、由木地域事務所、元八王子地域事務所、北野地域事務所	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	国民健康保険システム・パッケージソフトウェア保守委託	国民健康保険・国民年金システムパッケージソフトウェア保守委託	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	国民健康保険システム・パッケージソフトウェアについて、業務に支障を及ぼすことなく円滑に稼働させるための保守・運用支援	国民健康保険・国民年金システムパッケージソフトウェアについて、業務に支障を及ぼすことなく円滑に稼働させるための保守・運用支援	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	国民健康保険システムの賦課・消込業務のシステム修正、帳票作成(封入含む)等	国民健康保険・国民年金システムの賦課・消込業務のシステム修正、帳票作成(封入含む)等	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	国民健康保険システムの資格給付業務の稼働監視、バッチ処理及び帳票作成等の運用支援	国民健康保険・国民年金システムの資格給付業務の稼働監視、バッチ処理及び帳票作成等の運用支援	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~28 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者	国民健康保険・国民年金システムに情報が記載されている者のうち、個人番号を有する者	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(統合滞納整理システム) 2.基本情報 ⑥事務担当部署	医療保険部 保険収納課	財政部 収納課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(統合滞納整理システム) 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	国民健康保険システム	国民健康保険・国民年金システム	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(統合滞納整理システム) 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	医療保険部 保険収納課	財政部 収納課	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。



令和3年7月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>その他のリスク</p> <p>①目的外の入手が行われるリスク ②不適切な方法で入手が行われるリスク ③入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク ④入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>そのリスクに対する措置</p> <p>①国民健康保険システムへ情報の登録の際に、申請等の内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ②申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 ③国民健康保険システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。 ④窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ⑤特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行ったもの以外の者が必ず内容を確認する。 ⑥申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができるキャビネットに保管する。 ⑦国保総合(国保集約)PCにおいて、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止するため、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示させない。</p>	<p>その他のリスク</p> <p>①目的外の入手が行われるリスク ②不適切な方法で入手が行われるリスク ③入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク ④入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>そのリスクに対する措置</p> <p>①国民健康保険・国民年金システムへ情報の登録の際に、申請等の内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ②申請書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 ③国民健康保険・国民年金システムを利用する必要がある職員等を特定し、定められた方法によって識別する。 ④窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ⑤特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行ったもの以外の者が必ず内容を確認する。 ⑥申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができるキャビネットに保管する。 ⑦国保総合(国保集約)PCにおいて、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止するため、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示させない。</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・保険収納課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・本庁舎2階 税制部収納課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・保険収納課 電話042-620-7234・042-620-7237	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所 本庁舎1階 医療保険部保険年金課・本庁舎2階 財政部収納課 電話042-620-7234・042-620-7237	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転 提供先1~20 ①法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年8月31日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年8月31日	添付資料(国民健康保険情報ファイル提供先21-28) 提供先21~28 ①法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出